

補 正 情 報

法改正に伴い、**肢別過去問（法令上の制限、税その他）**に以下の修正が必要となりました。つきましては、下記の通り修正してください。

記

P102 第2節不動産取得税（徴収方法まで） 問3の問題文を次のように修正

修正前

- 3 不動産取得税の標準税率は100分の4であるが、平成30年3月31日までに住宅を取得した場合の不動産取得税の標準税率は100分の1.4である。(98-28③改題)

修正後

- 3 不動産取得税の標準税率は100分の4であるが、平成**33**年3月31日までに住宅を取得した場合の不動産取得税の標準税率は100分の1.4である。(98-28③改題)

P103 第2節不動産取得税（徴収方法まで） 問3の解説を次のように修正

修正前

- 3 × 不動産取得税の標準税率は100分の4であるが、平成30年3月31日までに住宅を取得した場合の標準税率は**100分の3である**。100分の1.4ではない。

修正後

- 3 × 不動産取得税の標準税率は100分の4であるが、平成**33**年3月31日までに住宅を取得した場合の標準税率は**100分の3である**。100分の1.4ではない。

P104 第2節不動産取得税（特例以下） 問6の問題文を次のように修正

修正前

- 6 宅地の取得に係る不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成30年3月31日までに行われた場合、当該宅地の価格の4分の1の額とされる。(12-24③)

修正後

- 6 宅地の取得に係る不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成**33**年3月31日までに行われた場合、当該宅地の価格の4分の1の額とされる。(12-24③)

P105 第2節不動産取得税（徴収方法まで） 問12の解説を次のように修正

修正前

- 12 × 不動産取得税の標準税率は4%だが、平成30年3月31日までの間に**土地または住宅を取得した場合の標準税率は3%である**。したがって、住宅用以外の家屋に係る不動産取得税の税率を4%としている点は正しいが、住宅用以外の土地に係る不動産取得税の税率を4%としている点は誤っている。

修正後

- 12 × 不動産取得税の標準税率は4%だが、平成**33**年3月31日までの間に**土地または住宅を取得した場合の標準税率は3%である**。したがって、住宅用以外の家屋に係る不動産取得税の税率を4%としている点は正しいが、住宅用以外の土地に係る不動産取得税の税率を4%としている点は誤っている。

P105 第2節不動産取得税（特例以下） 問2の解説を次のように修正

修正前

- 2 × 平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に宅地を取得した場合、**課税標準が**当該宅地の固定資産課税台帳登録価格の2分の1に減額される。あくまでも、課税標準が2分の1となるのであって、「税額から」2分の1に相当する額が減額されるわけではない。

修正後

- 2 × 平成18年1月1日から平成**33**年3月31日までの間に宅地を取得した場合、**課税標準が**当該宅地の固定資産課税台帳登録価格の2分の1に減額される。あくまでも、課税標準が2分の1となるのであって、「税額から」2分の1に相当する額が減額されるわけではない。

P105 第2節不動産取得税（特例以下） 問6の解説を次のように修正

修正前

- 6 × 平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に**宅地を取得した場合、課税標準は**当該宅地の固定資産課税台帳登録価格の2分の1となる。4分の1ではない。

修正後

- 6 × 平成18年1月1日から平成**33**年3月31日までの間に**宅地を取得した場合、課税標準は**当該宅地の固定資産課税台帳登録価格の2分の1となる。4分の1ではない。